

# 地方公共団体率先対策補助事業

(担当課室：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

18' 予算額16.45億円

## 目的・意義

事業者、国民の一層の温暖化対策を促すためには、地方公共団体等が自ら、より先進的な率先的取組を行うとともに、効率的に事業者や国民の取組を促すことが必要です。本補助事業は**地方公共団体等が実施する温暖化対策事業に対して支援**を行い、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより、温暖化対策の実践を促すことを目的としています。

## 事業内容

### 1 対策技術率先導入事業

自らの事務事業に関する**実行計画に基づく、地方公共団体の施設への代エネ・省エネ施設設備の整備を行う**地方公共団体に対し補助をします。

学校、警察、水道事業等の施設についても、実行計画に基づく施設設備の整備事業であれば、補助の対象となります。

なお、補助対象となる設備等の要件は下表のとおりです。

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア 太陽光発電	太陽電池出力が200KW以上であるもの。
イ 風力発電	発電出力が2000KW以上であるもの。
ウ 燃料電池	発電出力が1KW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
エ バイオマス発電	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、発電効率が20%以上（低位発熱量基準）であるもの。
オ バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、省エネルギー率が15%以上であるもの。
カ バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
キ バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省エネルギー率が10%以上であるもの。
ク 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50KW以上であるもの。
ケ その他の代替エネルギー利用設備	アからクに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備であって、二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 (ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ) 二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。

#### 備考

1. 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
2. 「省エネルギー率」とは、従来システムによる年間エネルギー使用量に対する年間エネルギー使用削減量の割合とする。
3. 「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
4. 「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。
5. 「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。

## 2 学校への燃料電池導入事業

小中高等学校等の中規模施設における電源・熱源として利用する燃料電池コージェネレーションシステムを率先して導入する地方公共団体（公立学校）に対し補助します。



## 3 次世代低公害車普及事業

次世代の究極の低公害車といわれる燃料電池自動車や、ジメチルエーテル（DME）を燃料としたDME自動車、水素を燃料とする内燃機関自動車である水素自動車について率先的に導入する地方公共団体等に対して、導入に係る事業費の一部を補助します。



## 4 都道府県センター普及啓発・広報事業

地域住民等に対し、シンポジウム・セミナーの開催等を通じた普及啓発・広報事業を行う民間団体（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）に対し補助します。



## 5 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業

地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に低公害車の導入を促進する地方公共団体等に対し、導入に係る事業費の一部を補助します。



## 補助内容

### 1. 補助対象者

(1)～(3)、(5)、(6)の事業：地方公共団体、(4)の事業：都道府県センター

### 2. 補助対象設備・事業

(1)対策技術率先導入事業：実行計画に基づいた、地方公共団体施設への代エネ・省エネ施設設備の導入

(2)学校への燃料電池導入事業：小中高等学校への燃料電池コージェネレーション設備の導入

(3)次世代低公害車普及事業：地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、DME自動車、水素自動車）の導入

(4)都道府県センター普及啓発・広報事業：地域住民等に対して行うシンポジウム・セミナー等の開催

(5)低公害（代エネ・省エネ）車普及事業：地方公共団体等による営業用バス等の導入

### 3. 負担割合

(1)～(3)、(5)、(6)の事業：環境省1/2、地方公共団体1/2

※(5)の低公害車については、通常車両との差額の1/2を補助

総事業費	
環境省	地方公共団体
1/2	1/2

(4)の事業：上限を5百万円とする定額補助

# 地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業

(担当：総合環境政策局環境教育推進室)

18' 予算額15億円

## 意義・目的

小中学校は教育の場であるとともに、地域社会の核です。環境教育を、学校教育だけでなく社会に広げていくためには、地域が参加した環境教育が重要となっています。一方、多くの学校校舎は、老朽化しつつあり、夏は暑くて冬は寒いなど環境性能が著しく悪く、また、耐震対策、劣化対策のための改修が必要となってきています。

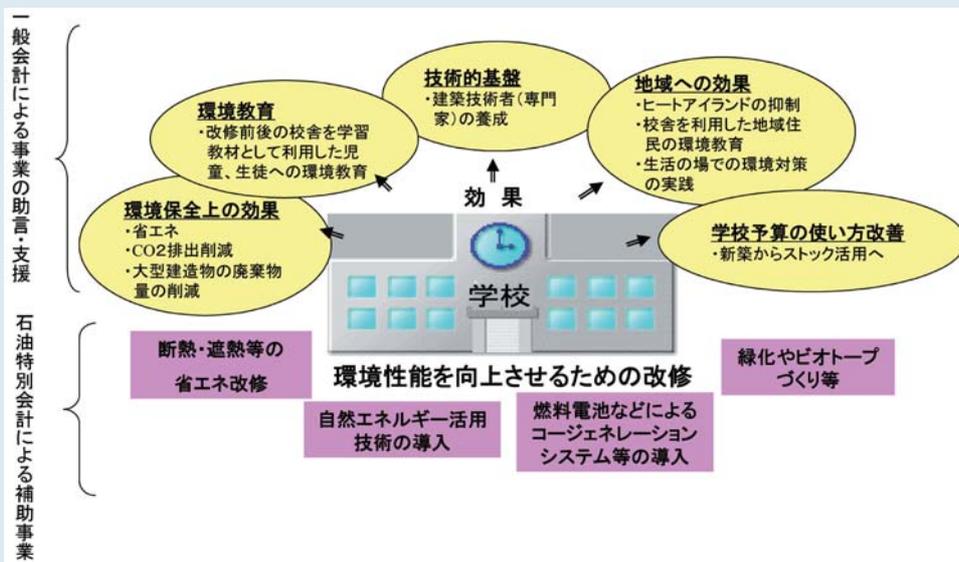
そこで、全国3万5千校ある小中学校のモデルとなるよう、**地域や学校の特徴に応じた効果的な省エネ・新エネ対策を講じ、快適な学習環境を確保する「エコ改修」を実施するとともに、これを学校での環境教育や地域への技術普及を図るハード・ソフトが連携した「学校エコ改修・環境教育モデル事業」として実施します。**このうち、ハード面の「エコ改修」について、石油特別会計の事業として補助を行います。

その取組の状況、成果は、地域ごとのモデルとして広く普及を図ります。

## 事業内容

地域や学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、新エネ導入の最も効果的な組み合わせ（遮光、屋上緑化による断熱など）による施設整備に要する費用の一部を補助します。

全国で平成17年度に10ヶ所選定し、平成18年度においては更に5ヶ所程度で実施します。（各3ヶ年計画）



別途、環境省においては、一般会計の事業として、各事業対象校で行われるエコ改修におけるモデル的な技術の組み合わせについて助言を行うこととしています。また、各事業対象校における、地域の技術者業者への普及、改修した学校施設を素材として、地域も参加した建築・住まいに関する環境教育に関して技術支援を行い、それぞれの成果をとりまとめ全国に普及することとしています。

## 補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体
2. 補助対象設備・事業：学校の改修、新エネルギーの活用施設の導入
3. 負担割合

